

県立学校における医療的ケア実施事業(R8)

特別支援教育課

1 趣旨

県立学校で学ぶ幼児児童生徒の障がいの重度・重複化に伴い、吸引等の医療的ケアを必要とする幼児児童生徒が常在しているため、これらの幼児児童生徒が健康で安全な学校生活を送ることができるよう、また、保護者の負担を軽減するため、「医療的ケア」を実施する。

2 事業について

【現状】

- ・ 障がいの重度・重複化
- ・ 医療的ケアの必要な幼児児童生徒の常在化

〈R7年度〉

※医療的ケア対象者 225名

※県立特別支援学校全幼児児童生徒数の10.0%

※県立特別支援学校17校と県立高校で実施 (R8は18校+県立高校)

【主なケア内容】

- ・ たんの吸引
- ・ 経管栄養 等

【事業内容】

- ① 指導医の委嘱
- ② 医療的ケア実施運営協議会の実施 (年2回)
 - ・ 医療・福祉・教育関係者・保護者の代表者等に委員を委嘱
- ③ 医療的ケアサポート会議の実施
 - ・ 各医療的ケア実施校で実施
- ④ 研修会の実施
 - ・ 医療的ケア実施教員研修会
 - ・ 看護師研修会(小・中学校看護師含む)
- ⑤ 医療機器等の整備
 - ・ 主に衛生管理に関するもの
- ⑥ 災害時の対策
 - ・ 医療機器対応非常用電源等の配備



【効果】

- ・ 通学が可能になる。
- ・ 学習の継続性が確保される。
- ・ 信頼関係が促進される。
- ・ 社会的自立が促進される。
- ・ 保護者の負担が軽減される。
- ・ 非常時の医療的ケアに対応できる。

(保健福祉部局)

連携

(医療)

研修機関や事業者の登録、「認定証」の交付 等

主治医からの医療的ケアについての意見書や承諾書、実施状況確認書 等